

「記録」から「文学」へ ―伊藤整『裁判』の作られ方―

From “Records” to “Literature”: How “*The Trial*” was Created by Sei Ito

尾形大

OGATA Dai

# 「記録」から「文学」へ ―伊藤整『裁判』の作られ方―

From "Records" to "Literature": How "The Trial" was Created by Sei Ito

尾形 大

OGATA Dai

キーワード：伊藤整、チャタレイ事件、『裁判』、記録、異同

要旨…一九五〇年に小山書店から刊行されたD・H・ロレンスの長編小説『チャタレイ夫人の恋人』の訳書が、同年六月に刑法第七十五条「猥褻文書販売罪」の廉で摘発された。翻訳者・伊藤整と小山書店社長の小山久二郎が起訴され、一九五一年五月の第一回公判から一九五七年三月の最高裁判決まで約七年におよぶチャタレイ事件が幕を開けた。突如裁判の当事者になった伊藤は、東京地裁での第一審の内容を小説『裁判』としてまとめた。この『裁判』は、初出稿と初刊本で大きく加筆修正と増補がなされている。これら二つのテキストの間の異同に加えて、伊藤が執筆時に資料として利用した速記録（『チャタレイ夫人の恋人』に関する公判ノート）が存在する。これらの比較・分析をおして、伊藤が「体験」および「記録」をどのように「文学」に作り変えたのか、その方法と意図を考察し、『裁判』の意義を検討した。

## 一 はじめに

伊藤整『裁判』（筑摩書房一九五二）は、伊藤自身が『チャタレイ夫人の恋人』の翻訳者として起訴された、いわゆるチャタレイ事件の第一審の法廷内外を詳細に記録した小説として多くの読者を得た。これまでの研究のなかで、『裁判』は「克明な記録」、「真の記録」、「一切のフィ

クションはない」といった言葉でしばしば評され、同書を基礎文献として判決の妥当性を検証する考察が積み重ねられてきた。一九五二年に筑摩書房から刊行された『裁判』（初刊）の帯に記された推薦の言葉を見てみると、刑法学者の木村亀二は「画期的事件に連座した著者の体験記録」と、やはり『裁判』の「記録」面に注目した言葉を贈っている。また、当時日本文芸家協会会長を務めていた文学者の青野季吉は、「法廷の伊藤整は、被告の立場を完全に作家の立場に吸収して、その体験を文学として生かそうとする強烈な意志でがんばった。あつばれな文学者だと思つた。ここにその素晴らしい記録がある」と「体験」を「文学」に昇華したものとして『裁判』を称賛している。チャタレイ事件の特別弁護人を務めた仏文学者で文芸評論家の中島健蔵は、後の旺文社版『裁判』（一九七八）下巻の「解説」で次のように述べている。

『裁判』は、伊藤整の作品の中で、特別な性格を持つ作品である。そこには全くフィクションがない。（中略）日本の検察庁が、刑法第七十五条によって、伊藤整と小山久二郎とを起訴し、公判が開かれたわけだが、この作品はその公判の克明な記録である、しかし、『裁判』は、ルポルタージュ（記録文学）の域にとどまるものではない、刑事被告人という立場に立たされた伊藤整自身の心理、感情の動きをはじめ、この裁判に直接に関係した人々の心理

までも洞察して、一篇の文学作品を書きあげたのである。

中島健蔵「解説」(『裁判』下巻、旺文社一九七八)

青野や中島の言葉からは、伊藤が当事者として「体験」した稀有な出来事を「記録」し、さらに「文学」として形象化する姿勢への評価を読み取ることができる。中島は「体験」と「文学」の間に「ルポルタージュ(記録文学)」を置き、その上位に「文学作品」を配している。当事者としての「体験」とその「文学」化という問題は、私小説やプロレタリア文学はもちろん、素人文学や戦場小説等の戦時下の文学、ルポルタージュや社会派小説の問題とも切り離すことのできないテーマとして今日まで繰り返し議論されてきた<sup>1)</sup>。その意味で『裁判』も同じ線上に位置づけることができるだろう。

「体験」という素材を「文学」という形態に移しかえる際、最初に素材そのものの価値の大小、社会性の有無といった問題があり、次いで素材をどの程度生かす(残す)のか、「記録」と「文学」の程度という問題がある。おそらくそのバランスは、時々の文学を取り巻く環境、社会状況等によつて変化する。『裁判』の場合でいえば、戦前の言論状況に比べて広く国民に情報が開かれた戦後の、新憲法下の社会状況とかわりあっている。

一方で単に「体験」を正確かつ詳細に「記録」しただけでは、多くの読者を獲得することは難しい。『裁判』では被告人「伊藤整」という文学者の視点から法廷での「体験」が編集され脚色されたわけだから、「記録」という体裁はとるものの中立性や公平性は担保されにくくなる。だとすれば、伊藤は『裁判』において自身の「体験」をどのように「記録」し「文学」として作り変えたのだろうか。おそらくそこには伊藤自身の「目的」とその実現のための方法が潜在していると考えられる。

以上の問題を考えるうえで、本稿は『裁判』というテクストの成り

立ちに注目する。『裁判』には『中央公論』文芸特集号に掲載された初出稿『裁判』(一九五一・十二)にはじまり、それに大幅な加筆修正をほどこした初刊本『裁判』(筑摩書房一九五二)、新版・普及版『裁判』(筑摩書房一九五三)の3つがあり、これらが伊藤自身の直接かかわったテクストにあたる。その後、旺文社版や筑摩書房創立三十周年記念版、晶文社版の各復刻が出され、加えて河出書房や新潮社から刊行された『伊藤整全集』収録の『裁判』もある。このうち初出と初刊の異同に加えて、執筆時に資料として利用された公判速記録という「記録」とを比較することで、伊藤が法廷での「体験」とその「記録」を、どのように「文学」に作り変えたのか、その方法と意図、そして『裁判』の意義について検討することが本稿の目的である。

## 二 小説『裁判』の成立過程

一九五〇年四月二十日と五月一日、小山久二郎が一九三三年に創業した小山書店からイギリスの作家D・H・ロレンスの長編小説『チャタレイ夫人の恋人』が『ロレンス選集』の第一回、第二回配本として刊行された。訳者は伊藤整。いわゆる無削除版、オデッセイ・プレス版の翻訳『チャタレイ夫人の恋人』上下は、六月下旬までに約十五万部を売り上げてベストセラーとなった。

敗戦後、連合国軍総司令部の統治下で大日本帝国憲法や新聞紙法、出版法といった戦前の法律が相次いで停止され、治安維持法および戦前に横行していた「発禁」といった行政処分も廃止されていた。こうして新憲法下での言論出版の自由への道が一応はひらかれたはずだった。しかし、性風俗を取り締まる新たな大義名分を模索していた検察側は、旧出版法廃棄の影に隠れ生き延びた刑法第七十五条「猥褻文書販売罪」を持ち出し、「公共の福祉」の名の下に新たな規制の準

備を進めていった。そうした検察の姿勢を象徴する組織として、『チャタレイ夫人の恋人』が「わいせつ文書」として押収される一週間前、戦後氾濫していた性風俗をあつかつた出版物を取り締まる出版物風紀委員会なる組織を警視庁と共同で発足させたのである。その発足に際して、かつこうの標的になったのが小山書店の『チャタレイ夫人の恋人』だった。

一九五〇年六月、刑法第七十五条違反の嫌で伊藤整と小山久二郎が起訴され、翌年五月に東京地裁で第一回公判がおこなわれた。こうして一九五七年三月に最高裁判決が言い渡されるまでの約七年におよぶチャタレイ事件が幕を開けた。被告人として突如裁判の当事者に引きずり出された伊藤は、東京地裁での第一審の内容を小説『裁判』としてまとめ、執筆しながら法廷に立ちつづけた。

『裁判』を考えるうえで、テクストの生成過程と参照した資料の存在に留意する必要があるのだが、管見の限りこの点に注目した研究はこれまでない。繰り返しになるが、『裁判』は公判開始から7か月後の一九五一年十二月に『中央公論』文芸特集号に掲載された初出稿が先行する。第一回公判から十二回公判までの内容に「最終陳述」の「草稿」を加えたこの初出に、第十三回公判から一九五二年一月十八日の判決（第三十七回）までの内容を増補し、全体を加筆修正して、さらに「序文」を付したものが『裁判』（筑摩書房一九五二）として刊行された（初刊）。さらにこの初刊の普及を目的に新版・普及版『裁判』（筑摩書房一九五三）が「新版の序」を付して刊行された。普及版を底本として各社の『伊藤整全集』に『裁判』は収録され、旺文社や晶文社からも復刻されることになる。

次に執筆時の伊藤が参照した資料に眼を向ける。公判では速記録が作られ、最終的に五十冊程度になったという（日本近代文学館他所蔵）。その速記録をもとに公判の進行と歩調を合わせる形で順次刊行された

のが全六冊の『チャタレイ夫人の恋人』に関する公判ノート（河出書房 ※以下『公判ノート』と呼ぶ）である。『裁判』（初刊）の「序文」で伊藤は次のように述べている。

この法廷では常に二人の速記者をつけて、完全な記録を作成し、それが三十七冊に達してゐる。またその大部分は河出書房から六冊の『公判ノート』として刊行されてゐる。私は本書を書くに当たつて、この公式の記録と『公判ノート』の外、私自身の日記と記憶と、その他多くの関係書類を利用した。

伊藤整『裁判』「序文」（筑摩書房一九五二）

『公判ノート』は法廷内の発言を可能な限り正確に再現した「記録」となっている。これを『裁判』と比較することで、「記録」が「文学」に作り変えられる過程の一端をうかがい知ることができる（後述する）。ここまで確認して来たテクストおよび資料類を整理すると以下のようになる。なお、伊藤の言う「日記」だが、近年刊行された『伊藤整日記1〜8』（平凡社二〇二一〜二二）第一巻の「編者序文」のなかで息子の伊藤礼が、「裁判の予定とか進行が詳細に書き込まれた昭和二十六年の手帳があつてしかるべきなのですが残念ながら見つかりません」、「昭和二十六年の手帳はまぼろしの手帳」と述べている。ちなみに『伊藤整日記』は一九五二年から六九年までの日記であり、伊藤整研究だけでなく文学、文壇を取り巻く場を映し出す貴重な資料としても重要である。

A 公判速記録（日本近代文学館所蔵）

B 『チャタレイ夫人の恋人』に関する公判ノート

（河出書房一九五一〜五二、全六冊）

- ① 『中央公論』文芸特集号掲載の「裁判」(一九五一・十二) ※初出
- ② 『裁判』(筑摩書房一九五二) ※初刊
- ③ 新版・普及版『裁判』(筑摩書房一九五三)
- ④ 『伊藤整全集』第八巻収録(河出書房一九五五)
- ⑤ 筑摩書房創立三十周年記念版『裁判』(筑摩書房一九七〇、限定千部)
- ⑥ 『伊藤整全集』第12巻収録(新潮社一九七四)
- ⑦ 『裁判』上下巻(旺文社一九七八、下巻に中島健蔵の解説)
- ⑧ 『裁判』上下巻(晶文社一九九七、下巻に伊藤礼の解説、写真多数掲載)

これらのテクストおよび資料に加えて、伊藤は『裁判』の執筆と並行して戯作風のエッセイ『伊藤整氏の生活と意見』(『新潮』一九五二・五〜一九五二・十二)の連載を通じて世に裁判の事実を幅広く訴えかけている(とくに第三章以降で直接チャタレイ事件をあつかいはじめ)。また、長編小説『火の鳥』(光文社一九五三)、『群像』に「日本文壇史」(一九五二・一〜一九六九・六)の連載を開始するなど、多彩な仕事に取り組んでいる点は興味深い。おそらくそれらの仕事は別々になされたものではなく、互いに影響を与えあい有機的に絡み合いながら形象化されていったと思われる。なお、第三節では①の初出稿と②の初刊本の比較、第四節ではBの『公判ノート』との比較を中心に考察する。ここで『裁判』に関して、法廷内外の動きと資料の刊行について、時系列に沿って整理しておく。

一九五〇年

四月二十日 『ロレンス選集』I『チャタレイ夫人の恋人』上(小

山書店)出版

五月一日 『ロレンス選集』II『チャタレイ夫人の恋人』下(小山書店)出版

六月十九日 出版物風紀委員会発足

六月二十六日 『チャタレイ夫人の恋人』上下「猥褻文書」の疑いで摘発され、全国的に押収される。

九月十二日 刑法第七十五条猥褻文書販売罪により起訴

一九五一年

五月八日 第一回公判

六月二日〜七月十四日 第二回〜第十回公判

七月十五日 『チャタレイ夫人の恋人』に関する公判ノートI(河出書房)発行 ※第一回〜第三回公判までの内容。

七月十七日、二十日 第十一回、第十二回公判

七月三十日 『チャタレイ夫人の恋人』に関する公判ノートII発行 ※第四回〜第七回公判までの内容。

七月三十一日〜九月二十七日 第十三回〜第二十三回公判

九月三十日 『チャタレイ夫人の恋人』に関する公判ノートIII発行 ※第八回〜第十一回公判までの内容。

十月六日〜十二月三日 第二十四回〜第三十六回公判

十二月十三日前後 『中央公論』文芸特集第十号記念新春号発売(『裁判』初出稿) ※発行日は翌年一月一日

一九五二年

一月一日 『チャタレイ夫人の恋人』に関する公判ノートIV発行 ※第十二回〜第十五回公判までの内容。

一月十八日 第三十七回公判(判決)

三月十五日 『チャタレイ夫人の恋人』に関する公判ノート論

告・弁論・判決篇発行 ※第三十二回〜第三十七回(判決)まで

の内容。

五月十二日 『裁判』（初版）の「序文」執筆

七月五日 『チャタレイ夫人の恋人』に関する公判ノート』V発行 ※第十六回〜第三十一回公判までの内容。

七月十五日 伊藤整『裁判』（筑摩書房）刊行 ※初刊・定価五八〇円

### 三 初出と初刊の異同

「判決以後の五ヶ月」（『裁判』「序文」）の間に、初出稿の加筆修正と第十三回公判から第三十七回の判決までの内容が増補された。伊藤の言葉を借りれば「旧稿の約四倍のものに」なっているという。裁判への出席や他の仕事との兼ね合いを考えれば、まさに超人的な仕事量である。『裁判』に対する伊藤の情熱の内実、目的については後述することとして、ここでは初出稿から初刊本にまとめ上げるなかで具体的に加筆修正された箇所を具体的に取り上げて分析してみたい。

まず誤字脱字や誤記、法律関係の文言の修正が眼につく。たとえば「検察庁、すなはち検事局、高等検察庁、最高検察庁、第一弁護士会館、第二弁護士会館などがある」（初出100ページ）が「地方検察庁、高等検察庁、最高検察庁、東京、第一、第二の各弁護士会館などがある」（初刊1ページ）や、「司法代書士」（初出101ページ）が「司法書士」（初刊1ページ）に修正されるなど、おそらく裁判関係者の助言を受けての修正、書き換えがなされている。

大きく削除した箇所は見当たらないが（その意味で初出時の意図は踏襲されている）、読者に対して新憲法下の新しい刑事訴訟法とそれに基づく裁判のシステムの手厚い説明が加筆されている。とくに大きな加筆として、初出の105ページで裁判官や判事、検事のいで立ちや

法廷の作られ方、そして判決の出され方について約二十五行分（初刊は二段組で組まれている）の加筆がなされている。また、同じページで世間一般に今回の訳書が戦前と同様に「発売禁止」の処分を受けたと誤解されていると指摘する。そのうえで戦前の「悪法」たる出版法や新聞紙法がすでに廃止されており、新憲法には検閲禁止の原則が明記されており、今日「発売禁止」は存在しないという基本的な認識を説明するために三十二行分が加筆されている。こうした点について伊藤は「序文」のなかで意図を説明している。

本書では、裁判といふものの実質を分りやすくする為めに、出来るだけ客観的に、かつその場面が目には浮かぶやうに書いた。裁判の組織はどうなつてゐるか、裁判官とはどういふ人で、どういふ風に裁判を行ふものか、原告人の検事はどういふ役目で、現実にはどういふ行動に出るものか、弁護士とはどのやうなことを事実上行ふものか、被告人の立場と主張はどのやうに主張され、どの程度に受け容れられ、かつ守られるものか。さういふことを可能な限り具体的に私は描いた。被告人の心理といふものもまた私にとつては描く対象であつた。

伊藤整『裁判』「序文」（筑摩書房一九五二）

初刊では検事側と被告側の敵味方の性格づけも強まっている。伊藤らを起訴した原告側の代表として中込研尚<sup>ニ</sup>検事が挙げられる。初出で中込検事は「前に検事局の室で逢つた時は、光線のせみか色が白く見え、物ごしもおだやかな人だと思つたが、いまこの室で見ると色は赤黒いと言つた方がよく、身体も大きい人だが、長方形とでも言ふべきその顔が特に大きく見え、内にこもる性質の人らしく、表情が少い。その前のデスクには私の訳書が二十冊ほど縛つておかれてあり」と、法廷

の内と外での印象の変化が描写されている。法廷内で相対した中込検事に伊藤は威圧的な印象を受け、何を考えているか分からない不気味さを漂わせた人物として造形されている。中込検事に対するこうした印象は、初刊で次のように加筆され膨らまされている。

新聞などの報ずる所では、この支離滅裂な起訴状は最高検の岡本検事の書いたものらしい。中込検事はそこまでひどいものとして持ち出す意思はないが、起訴状が上官の仕事であり、かつ検事一体の原則といふものがあつて、自己個人の意志を別に表現することが出来ないから、とにかくこの破れ目だらけの起訴状で公判に臨んだといふことである。

伊藤整『裁判』（筑摩書房一九五二）

中込検事を完全な（敵）として描くのではなく、彼が上司の「支離滅裂な起訴状」を守ろうとして垣間見せる悲壮な言動や、「検事一体の原則」による職務上の板挟みの状態に理解を示し、どこか憎めない相手として描こうとする意図がうかがえる。

こうした描き方は、伊藤自身が法廷で「戦う自分」と「見られる自分」、そして「本来の自分」の「三つの自分」を使い分けなければ「混乱」と感じたのと同様で、中込検事も彼自身が同書の起訴を決めたのではなく、あくまでも検察を代表する（検事としての自分）として、苦しい論戦を張る検事という「自分」を演じている、伊藤自身と類比的な人物として描こうとしているとも読むことができる。

『裁判』では被告側の五人の弁護士（+伊藤と小山）が、怒涛の論戦を張って検事側の論理の破綻を追及する場面が繰り返し描かれる。その際に答弁するのが中込検事だ一人であり、複数対個の構図が何度出でてくる。このような不公平な印象を与えかねない構図を、伊藤は

中込検事が検察庁を代表している、検察庁という巨大な権力と闘う自分たちという図で反転させようという意図のもと、加筆したとも考えられるのではないか。

また、初出の「答弁や主張を聞いていて」という箇所を、「それは私の中込検事の頭のよくないことがすぐ分かるような答弁や主張を聞いて」と加筆している点も興味深い。中込検事の「頭」の良し悪しに触れた加筆は、第三回公判以降はじまる「証人尋問」を経験した伊藤が、「原告側と被告側の弁護人や検事の頭のよさによつて裁判は、非常に大きく『頭のいい当事者』の方に傾くのではないか」と「痛感した」、「正義は優秀な頭脳のある所にあるのか、という疑ひを持たされた」と述べる箇所と呼応することになる（ことはそう単純ではないのだが）。

一方で自陣営については使命感と熱意、そして弁護人たちの「頭のよさ」にたびたび言及している。次の引用は初刊で加筆された箇所。

これ等の弁護士諸氏は、所謂商売的に弁護をしてゐる人は一人もなく、ことにこの事件の性質からどの人も特殊な熱意をもつて参加してゐたのである。私たちはこれだけのメンバーによつて、何度もの予備会合で、これから開かれる裁判全体についてはつきりした結論は得られないにしても、我々の立場を、文学、出版、法律の各段階で作り上げてゐたし、またあり得る検事側の先述のどれについても、推定をして、その準備を作つておいた。

伊藤整『裁判』（筑摩書房一九五二）

正木主任弁護人について、初出で伊藤もハラハラするような「激しい批判」を相手に加えたとしても、「大した演出家であり、死んだオヤジに巡り合ったやうな気がするといったやうな愉快な人物である」（三宅一朗）と相手側に憎まれることがない「特殊な明るさを持った人」

であると記されている。初版ではその前に、一見すると取っつきにくそうな風貌の正木氏だが、「少し離れてみると、古い背広を着て半白の頭を丸刈りにしたその丸い頭、眼鏡の奥に光る丸い眼などは、どこかユーモラスな感じを与える」と加筆し、さらに「氏の左眼はヘルペス性角膜炎にかかつて、悪化しつつあつた」と描写を加えることで、自陣営の弁護人に対する親しみと同情とを引き出すような書き方がなされている。

こうした加筆に加えて、ジャーナリズムに対する意識が強まっている様子も見受けられる。五月十六日発行の『日本読書新聞』の記述を約八十行分(2ページ弱)引用して当日の様子を客観的に示してみたり、「写真師」たちによる狂騒を醒めた眼差しで見る伊藤の心理が加筆されたりしている。

いまこの法廷の中を最も自由に動きまはれるのは、彼ら写真師たちであつた。殆んど、写されてゐながら、何の必要があるんだ、とか、気持ちが沙汰だ、とか言つて笑ひたくなるぐるむ彼等は私たちが写すことに熱中し、その態度は真剣であつた。(中略)あとで色々なその日の新聞を見ると、ある写真は元氣らしい、またある写真には悄気げたやうに、またある写真には笑つて写つてゐた。それは多分、彼等は各々何枚も撮つたのを新聞社の記事の書き方に合せて、記事に似合はしい表情のものを使つたもののやうに推定された。／ジャーナリズムのセンチシヨナリズム、それを支へてゐる何百万といふ読者の気まぐれな好気心が、いま拡大されて、これ等の写真班の活躍に現はれてゐる、と私は思つた。

伊藤整『裁判』(筑摩書房一九五二)

文学者がその内側で生きているジャーナリズムの作られる現場の一

端を当事者として経験し、その狂騒的なあり様と、その向こうに存在する「読者」とを強く意識する様子が克明に描かれている。この加筆によつて、ほんの半年の間にジャーナリズムに対する伊藤の眼差しが大きく成長を遂げている様子がうかがえる。このことは、『伊藤整氏の生活と意見』(『新潮』一九五二・五〇五二・十二)での「伊藤整氏の造形や、長編小説『火の鳥』(光文社一九五三)での「そして私は、この時から、先ず新聞記事が自分についての真実を書いている、という前提でものを言わない限り、誰も私を信用しない、と考えるようになった」や、「このバカバカしい人気は、生島工ミの演技力なんかではなく、新聞に書きたてられたスキャンダルに客がつけられているだけだ、と皆が思っている、と私は考えた」といった主人公の実感の裏付けとなり、同時期の「生活演技説」や「組織と人間」論、ジャーナリズム論へと展開していくことになる。

こうしたジャーナリズムに対する強い意識は、何より自陣営に有利な世論を作り出すための方策につながる、伊藤のそうした認識の表れだつたのではないか。たとえば先に触れた『日本読書新聞』から記事を直接引用した箇所からは、ジャーナリズムの作為性を認識しながらも、同時にそこで報じられた情報を原著に取り入れることで、その(公正性)に乗っかり、強かに利用したものと考えることができると思われる。

戦前と戦後の裁判の決まり事や法廷の作られ方の相違についても次のように加筆されている。

形の上で言へば、戦前は、検事が壇の上に判事と並んで座つてゐたのだ。また判検事や弁護人の服装も、古風な冠をかぶり、黒い法服と言はれる上つぱりの襟にそれぞれの立場を色で区別した飾りのついたものを着てゐたのであるが、戦後は、服装の定めがな



くなり、必ずしも黒い上つぱりは必要でない。(中略) また今の検事席は、被告や弁護士と同じ床の高さであつて、それは原告と被告といふ対等の地位を示すために定められたものだ。戦後ある裁判所で検事席を、弁護士席よりも一寸か二寸高く造つた所があつて大問題になつた、といふ話を私は聞いた。

伊藤整『裁判』(筑摩書房一九五二)

こうした相違を丁寧に説明することで、伊藤がこの裁判の公正性に信を置くことができ、「明るい感じ」を抱くことができたという次の引用箇所を呼び込む。読者の理解を助けるだけでなく、戦前の、とくに旧左翼系の文学者たちがやり玉に挙げられた不公正な裁判とは異なり、新憲法下の裁判の公平性が強調されるという効果が意図されている。

初めからこの法廷、いな戦後の裁判に対しての、一種の明るい感じを私に抱かせた。そしてそれから後、被告人としての自分たちが不合理に拒まれたり抑制されることがなく発言し反駁することが出来ると感じた場合に、私は殆んど必ず、旧訴訟法で「天皇の名」のもとに、高い判事席と並んで坐つた検事に調べられ、自己に有利な発言を不当に禁止されながら裁判された旧左翼系の文学者や評論家たちは、どんな感じを持つたことだらうと想像した。

伊藤整『裁判』(筑摩書房一九五二)

従来の研究では、『裁判』が伊藤自身の思いや「心理」を組み込んだことで「真の記録」となり得ていると評されたりもした。ただ、その「心理」がいかなる目的のために示され、配置されているかを考える必要があるだろう。『裁判』はあくまでも「小説」||フィクションなのであつて「記録」ではない。『裁判』には、伊藤自身の主観的な見解が多分に

入り込み、それによつて特定の「目的」が果たされるように方向づけられていることを見落としてはならない。

#### 四 速記録との比較から見る『裁判』の作られ方

『チャタレイ夫人の恋人』に関する公判ノート(河出書房)と『裁判』を見比べると、「記録」を「文学」に作り変える際の伊藤の意図や創作上の手つきが浮かび上がってくる。もちろん『公判ノート』が速記録である以上、そこでは記録者の主観は極力排除され、当事者間の対話を現在進行形の形で忠実に再現することに重きが置かれている。基本的に対話以外の情報が入ることはない。それに対して『裁判』の場合、法廷の雰囲気や裁判官・検事の様子、個々の答弁を受けての自身の心理状況の補足説明、そして事後的にまとめているがゆえの趣及的な意味づけが随所に見られ、読み物としての価値を持つものに仕上げられている。ただ、『裁判』の方法はそれだけにとどまらない。

たとえば第一回公判の冒頭で、相馬裁判長が被告人に氏名等を確認する「人定尋問」の場面がある。『裁判』では先に小山久二郎、次いで伊藤に向けて裁判長が質問をする。

相馬―小山久二郎、立つて下さい。伊藤整、立つて下さい。やは

り名前は小山キウジラウ……(中略)

相馬―伊藤整は名前は何と読みますか?

伊藤―ヒトシと読むのが本当ですけども、筆名はセイと読んでをります。」

相馬―年は満でいくつですか?

伊藤―満でよく存じませんが確か四十六歳ではないかと思ひます。」

相馬―生まれた年月日は？」

伊藤―明治三十八年一月二十五日です。」

相馬―職業は？」

伊藤―著述でございます。しかし東京工業大学の専任講師ですから官吏でもありません。」

伊藤整『裁判』（筑摩書房一九五二）

この何気ない場面が『公判ノート』ではずいぶん異なっている。裁判長は先に伊藤に、次いで小山に問いかけており、各質問の回答も実に簡潔に見える。

裁判長 それでは只今から被告伊藤整、小山久二郎のわいせつ文書販売事件の審理を始めます。伊藤被告立つて。名前は。

伊藤 伊藤整。

裁判長 住所は。

伊藤 東京都南多摩郡日野町柴山六九六七番地。

裁判長 本籍は。

伊藤 北海道忍路郡谷村大字塩谷八十五番地。

裁判長 生年月日は。

伊藤 明治三十八年一月二十五日。

裁判長 満で何才ですか。

伊藤 四十六才。

『「チャタレイ夫人の恋人」に関する公判ノートI』（河出書房）

どちらが正確な記録であるかは定かではないが（伊藤自身、この速記録と日記、そして記憶をもとに記している）、両者を比較すると『裁判』が「記録」そのままではないことがよく分かる。たとえば、裁判長の

しゃべり出しが「わいせつ文書販売事件の審理をはじめます」となっている『公判ノート』に対して、『裁判』ではこの文言は削除されている。これは、同公判を「ワイセツかゲイジュツか」という「卑俗な形で象徴」されるようなレベルで読者に印象づけられたくないと伊藤が気を配った痕跡と考えられる。付記すれば、伊藤は初出では「猥褻」と漢字で記した箇所を、初刊時にすべて「ワイセツ」とカタカナ表記に直している。

また、前節でも触れたように、戦後の司法制度の公平性と裁判官への親しみを印象づけるような応答として作り直されている。とくに『公判ノート』にはない職業の質問に「官吏でもあります」と検事に対する痛烈な皮肉を込めて回答したり、自分の名前を「ヒトシ」と「セイ」の両方で説明したりする伊藤の振る舞いは、並行して連載された戯作風エッセイ『伊藤整氏の生活と意見』を想起させるユーモアと余裕を感じさせる。

もうひとつ別の箇所を比較しておきたい。やはり第一回公判の箇所なのだが、戦前から存在していた「ワイセツ罪の刑法百七十五条」と「新憲法第二十一条の言論出版の自由」という二つの規定の矛盾に関して議論が交わされる場面である。刑法百七十五条が合憲か違憲か、あるいは例外規定に当たるのかについて、被告側弁護団は原告側の中込検事を問い詰めていく。このシーンを『裁判』は「中込君は半分尻尾を掴まれ、尻尾の毛といふ証拠を正木氏の手に残して、途中で失策に気づいて、危く逃げ出したのである」と評している。

同じ場面を『公判ノート』で当たってみると、少し違う印象を受ける。『公判ノート』では議論に相馬裁判長が加わっている個所が見え、それに対して正木主任弁護人が「裁判長の助け舟で……」と苦言を呈したりもしているのである。

裁判長 検察官は先程、刑法百七十五条は憲法十二条とは矛盾しない、刑法百七十五条の法益は健全な風紀の維持を目的とするが、広く言えば公共の福祉であると述べたのですが。正木 裁判長のおっしゃるのとは違いますよ。裁判長のおっしゃるのは公共の福祉は検察官は憲法とは関係なく存在するといっておる、それで助太刀をしておいでになるかと聞いたのです。裁判長のご意見ですね。

裁判長 そう聞いたつもりではありますが、やはり違いますか。

正木 速記をみればわかりますが、公共の福祉論をやるということとは……。

裁判長 公共の福祉ということとは……。

『チャタレイ夫人の恋人』に関する公判ノートI（河出書房）

小説『裁判』において、裁判長は一貫して公平中立な司法を守る立場に置かれており、被告側に同情的な思いを抱いているかのよう描かれている。たとえば、相馬裁判長の印象について「この人は、法廷の習慣や制度のゆるす限り、私たちに対して丁重に接しようといふ風が見え、その面長な持病持ちのやうなやつれ気味の顔は、生来のものであらうが、『どうもこの世の中といふものは』といふやうな憂はしい表情がいつも漂つてゐるのであつた」と、自分たちと何ら変わりのない一市民であり、裁判長という仮面の下に、自分たちに同情する本心を隠しているかのように見立てられている。

なお、この議論の場面を受けて、裁判長は伊藤に「この事件について何か初めに言っておきたいことがあつたら聞きましょう」と発言をうながす。実はこの場面の時系列が『公判ノート』と『裁判』（初出・初刊いずれも）で異なっている。『公判ノート』では伊藤の発言は午前中になされて、その後に「正午の休み」（昼休憩）をはさむ。これに対

して『裁判』では「正午の休み」の後、午後のはじめに伊藤の発言がなされている。

『裁判』ではこの「正午の休み」の間に弁護団や傍聴に来ていた文学関係者、法学者たちと昼食をとり打ち合わせをすることで、公判における自身の役割・使命を明確に意識するという描写がはさまれる。こうした文脈を踏まえると、『公判ノート』と『裁判』の相違は単なる記憶違いとは考えにくい。むしろ、弁護団の団結や文壇の結束、法曹界の人々の助言等を受けて、伊藤が今回の起訴について「然るべき出版社が然るべき作家の（中略）重要な作品」を「完全に翻訳」し出版したことが「どうして犯罪を構成するか、それは全然私の理解出来ないところであります」と強く言い切る場面を補強するための編集・脚色と考えた方が自然だろう。

次に裁判所や裁判官に対する伊藤の姿勢に眼を向ける。判決を下す裁判官の心理は基本的に想像することしかできず、公判の途中経過も知りようがない。裁判長および判事の心理を不透明なブラックボックスとして置き、その中身を各公判内容を通じて推定していくという手法が採られている。それは被告側の見解の論理性や、原告側の発言の非論理性を手がかりとして推定されていく。また、裁判長、判事は文学の素人ではあるものの、芸術をまったく解さないわけではないのだから、裁判を通じて裁判官の文学的教養の充実までもおこなおうとする教育的な姿勢さえうかがわせる。

『裁判』では各公判の（勝敗）を「敵側の証人をこちら側に二人も使つた形になつた後、これ位は当たり前ですよ、零対三となるべき所を、よしんば今日不利だとしての二対一で勝っていますよ」などと風向きを予想して、自分たちを勇気づける場面もしばしば書き込まれている。

裁判所の一般的傾向は、前に環正一弁護人から私が聞いていたや

うに、どちら側の証人でも、極端な意見の所有者でない中庸な承認を重視するものであつて、この法廷でも中庸な証言をし、その判断に根拠があると思はれる人物に対しては、裁判所側が積極的に尋問して意見を求めるのが常であつた。

伊藤整『裁判』（筑摩書房一九五二）

裁判官の思惑や真意の不明瞭さは、『裁判』という小説の読みどころとなつている。判決が出るまで明らかにならない裁判官の思考・判断を、伊藤は彼らの表情や行動、発言から推測し、『裁判』全体をとおして被告側の正当性が認められていく雰囲気形成するような書き方をしていく。公判の行方を推定することによる興味関心のあおり方は実に巧みだ。とはいえ、結果的に判決では被告側が有罪となるのであるから、『裁判』での（推測）は必ずしも正しくはなかつたということになるだろう。こうした点から『裁判』の目的と認識のズレが浮かび上がってくる。

## 五 目的の実現と失敗

そもそも伊藤はどのような目的で『裁判』を執筆したのだろうか。この点については拙著（『文壇』は作られた―川端康成と伊藤整からたどる日本近現代文学史―『文学通信』二〇二二）のなかで触れたことがあるのだが、あらためて整理しておく。『裁判』に次のような一節がある。

私はそれ（引用者注：起訴状で問題とされた十二か所の性描写の必要性和文学上の意義を説明するための原稿）の写しに多少手を入れて引用文は原文を使つて『群像』に発表した。それは当時小

山書店が財政的に弱つていたので、この原稿料を渡して、裁判費用の一部を補助することも目的であつて、その点ではこの記録小説『裁判』を三分の二完成した形で判決前に『中央公論』に掲載したのも同じ意味であつた。しかしそれらのものを発表する真の目的は、この作品の思想とこの裁判の真相とを出来るだけ社会に理解してもらうことが大切だと考えたからである。

伊藤整『裁判』（筑摩書房一九五二）

伊藤自身が当時「この作品の思想とこの裁判の真相とを出来るだけ社会に理解してもらう」ことを「目的」としていた点に注目する必要がある。『裁判』執筆時の伊藤には、『チャタレイ夫人の恋人』の芸術的価値と思想的正当性を訴えると同時に、新憲法下の新しい裁判の実態を広く社会に報じることで法廷外の世論を作り出し、最終的に被告側に有利な判決をもぎ取ろうという「目的」があつた。伊藤は法廷という場をこう認識していたわけである。

また、裁判の方法というのは、原告と被告とが、それぞれ自己の主張を言い、その主張を証明する最もよい証拠なり証人なりを出して、その主張の正しさを争うものであり、法廷外のことは何の關係も裁判に及ぼすものでなく、法廷内に持ち出された証拠や証言によつて自己の主張を立証することが、原告と被告とのそれぞれの責任であつて、その主張と証拠とによつて、いずれかの側が正しいかを判断するのが裁判官である。

伊藤整『裁判』（筑摩書房一九五二）

リチャード・A・ポズナーは、「法廷」を被告と検察それぞれの「ナラティブ」（物語）を競い合わせる場ととらえ、判決をその時代、社会

における裁判官の主観のひとつに過ぎないと論じた（平野晋監訳、A・ポズナー『法と文学』上・下、第3版、木鐸社二〇一一）。ポズナーの指摘を受けた林田清明は、当時の社会通念を個別に抽出することで判決の局所性を浮上させ、「わいせつ」性が本質的に確定不能な通念であることを検証した（林田清明『法と文学』の法理論』北海道大学出版会二〇一五）。

林田が指摘するように、そもそも裁判とは被告と検察それぞれのナラティブを競い合わせる場にはかならず、判決にしてもその時代、その時の社会で形成された裁判官の主観のひとつにすぎない。けっして「法廷の外側でおこったことは影響しない」ということなどありえず、「法廷内で語ろうとする（物語）を自陣営に有利なように引き寄せるうえで、法廷の外側の言論活動も無意味ではないのである。伊藤整という作家はそうした認識、目的を持って『裁判』を作り上げた。

法廷とはけっして閉鎖した場ではない。したがって、法廷で語られる（物語）を自陣営に有利に引き寄せるための法廷外の言論活動の有意性が高まる。この点は同時期の広津和郎の松川裁判への関わり方も重なるだろう。その意味で小説『裁判』をはじめとする伊藤の同時期の諸活動は、法廷の公平性・中立性が損なわれないように注意深く訴えるとともに、法廷を社会と接続することで自陣営に有利な判決を引き寄せる環境作りとしての意義を持ったものと考えることができる。こうした「目的」を実現するために、伊藤は『公判ノート』の「記録」を『裁判』という「文学」に作り変え、初刊で大幅な加筆修正、増補をおこない、さらには戯作的なエッセイ『伊藤整氏の生活と意見』を並行して発表し、多くの読者の興味関心を喚起した。

しかし、判決は被告を有罪とするものだった。第一審判決は小山久二郎に罰金二十五万の有罪判決、記者伊藤整は無罪。第二審判決は小山に罰金二十五万、伊藤に罰金十万。最高裁判所は上告を棄却し判決

が確定した。判決の正当性について今は問わないとしても、有罪という判決が下された事実は、伊藤が『裁判』で展開した論理や認識が、裁判所の論理からズレていたことを物語る。『裁判』で繰り返し記された検察側の非論理性や自陣営の「頭のよさ」、ジャーナリズムや文壇の後押しといった要因は、いずれも裁判というシステム上で争われる際の本質ではなかったということになる。曾根博義は『日本近代文学大事典』第四卷（講談社一九七七）の「チャタレイ裁判」の項目で同裁判をこう評している。

しかし裁判は事実認定の問題であると同時に法解釈という建前論の上にはじめて成立する。戦後の文芸裁判を通じて被告側の文学者は概してこの点を甘く見過ぎており、それが検察側ひいては裁判官たちに大きな隙を与えていることは否めないであろう。チャタレイ裁判の場合は、終戦による法律上の大改革から問わない時期だったことが原因して、小国民一般の法にたいする認識不足が目だち、それが法廷闘争の足並みを乱し、結果的に被告側に不利に働いた憾みがある。（中略）伊藤整も小山久二郎も正木晃も中島健蔵も、彼らを熱心に支持した文壇も、その後弁護士に転業してこの日大法廷の傍聴席に姿を現していた元検事中込冨尚の起訴状に敗れたのである。

曾根博義「チャタレイ裁判」

法廷という場で伊藤の論理、思惑は通用しなかった。中島健蔵は「チャタレイ事件は、法解釈以前に問題があった」と批判しているが、控訴審の裁判長を務めた下村三郎は「伊藤君には気の毒だけど、法律上、あんなのだから仕方がない」と、中学時代の同級生の中島に、あくまでも法解釈の問題として同事件をあつかうしかないと言及したとい

う（中島健蔵「解説」『裁判』下巻、旺文社一九七八）。伊藤は初出で次のように加筆している。

私たちの間では、この日は、起訴状の誤りについて徹底的に追求し、それを根拠にしてこの事件が誤断に基いた不正な起訴であることを判事側に納得させること、（中略）その傷を公判の続く間に拡大させて行つて出血させる、その傷口を今日作ろうと言うのであつた。

伊藤整『裁判』（筑摩書房一九五二）

これが「不当な起訴」であると「法解釈」に基づいて裁判官が検討するうえで、被告側の力が及ばなかつたということになる。もちろんポズナーや林田の指摘するように、ジャーナリズムの論調や世論、裁判官個人の思想信条や価値観、法廷でのナラティブの問題などにも、判決は影響を受け得るものであるが、原則として「事実認定」と「法解釈」を大前提とすることで中立性、公平性を担保するのが裁判という場にほかならない。この点に対する理解が被告側に不足していたということになるのだろうか。

## 六 まとめ

ここまで見てきたように、『裁判』は「記録小説」であり「小説」であつた。その意味で「事実認定」と「法解釈」を大きく動かし得るものではなかつた。他者の発言内容や立ち居振る舞いからその心理や思考を推測する描写方法は、伊藤が戦中に発表した長編小説『得能五郎の生活と意見』（河出書房一九四二）以来用いてきた得意のスタイルだったが、それも「記録」を「文学」に傾ける要因のひとつになつてしまつ

たわけである。つまり、「記録」が「文学」に近づけば近づくほど、法廷の（論理）に直接作用するものとはなりにくくなる、そうした状況に伊藤は知らず足を踏み入れていったということになる。

とはいえ、もちろんそれはあくまでも法廷という特殊な場を貫く論理であつて、世論や文壇という外に訴えかけるうえでは十分に有意義なものだつたと言えるだろう。その意味で、皮肉にも闘争の渦中にあつた当時の伊藤が抱いた本来の「目的」とは別のところで、法廷の外においてこそ「記録」を「文学」に書き換えて広く世に訴えかけた『裁判』は大きな意味を持ち得た。「記録」は「文学」と融合しながら社会と接続し、抑圧から開放された戦後の社会を生きる人々が、自由な言論と公正な社会システムを享受して生きていけるように眼を光らせる。戦争責任論を引きずっていた多くの文学者たちにとつて、『裁判』は文学の使命と力、新しい道を突きつける小説だつたのではないか。

ジャーナリズムの情報を引用（これも『得能五郎の生活と意見』以来の手法）し、新憲法下の新しい刑事訴訟法を受けての裁判所や裁判官・判事のあり方を丁寧に説明した加筆修正の目的が、法廷外の世論を喚起し一般の国民や市民の感覚を物差しに起訴の不当性を訴え、戦前の裁判や文化を批判的に対峙させることで戦後の裁判所の公平性を強調しようとする点にあつたことは見てきたとおりである。もちろん、むやみに裁判所を信頼しているわけではなく、そう記述することで公正中立であれと訴え、予防線を張りつづけている面もあるだろう。伊藤のこうした姿勢は、一九四九年の松川事件における判決の疑義と同時代的に呼応するものと言えよう<sup>30</sup>。

『裁判』は特定の「目的」をもつて書かれた。その目的の実現に寄与する意図で大幅な加筆、増補がなされて単行本が刊行されたわけである。本稿では加筆時の伊藤の意図や方法を具体的に抽出し、同時に速記録をまとめた『公判ノート』との比較をとおして「記録」の「文学」

化の問題を検討した。何より異同問題と資料を用いることで、伊藤による創作の現場を可視的にとらえることができた。ここでは「体験」や「記録」が、特定の視点から読み解かれ、解釈され、推測され、意味づけられ、再編集され、補足されている様子が浮かび上がってきた。

最後に展望を記しておきたい。本稿では『裁判』の初出と初刊の異同箇所を検討と、『公判ノート』との比較を中心におこなった。今回は掲載ページの関係で異同箇所のリストを示すことができなかったが、これはweb上でデータベースの一部として公開することを目指している。また、二〇一九年七月に日本近代文学館に寄贈された五十冊におよぶ公判速記録は、本稿が依拠した『公判ノート』の原資料にあたる。こうした新しい資料の整理・考察に加えて、チャタレイ事件に関するジャーナリズムの反応を収集し、世論の動向まで検討することが今後重要になってくるだろう。

## 注

(1)「体験」を「文学」に作り変えるという問題について、たとえば同時期の「記録」をめぐって考察した鳥羽耕史『2000年代―「記録」の時代』(河出書房新社二〇一〇)がある。また、私小説というあいまいな枠組みを、〈私小説〉性という尺度で可視的にとらえようとする研究として、『私』から考える文学史 私小説という視座(勉誠出版二〇一八)が挙げられる。いずれも本稿での考察の基礎となる研究である。

(2)伊藤は「チャタレイ禍」という文章のなかで次のように述べている。

起訴の根拠はワイセツ文書頒布という刑法の条項であり、『群像』十一月号には重見賢治によってその判例が紹介されている。しかし、戦後急激に変化した日本の社会事情の中では、何をワイセツと見なすかという標準が旧判例ではきめられないことが当然である。従ってこの事件を判断する最も大きな拠り所は、民主主義社会の

判断の本体である世論であるべきものと私は考える。

伊藤整「チャタレイ禍」(『改造』一九五一・二)

(3)広津和郎は同裁判について次のように述べている。

どんなイデオロギーの政治であっても、裁判だけは公正にやってくれるものということが信じられなければ、生きているのが不安でやりきれないと思う。無実の罪が警官や検事によってネット造られるなどということがほんとうにあるのかどうか、そんなことは信じたくないために、第二審はあくまで厳正であつて欲しいと思う。

広津和郎「回れ右―政治への不信ということ―」(『朝日新聞』一九五二・四・六)

※本稿はJSPS科研費(課題番号:21K12921)の助成による成果の一部である。